

加工食品の原料原産地表示の拡大について

政策提言先 農林水産省、消費者庁

政策提言の要旨

政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」としており、また、今後の対応方策については、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において幅広く検討するとしています。

TPPにより、加工食品の原材料として安価な外国産農畜産物の輸入が増える恐れがあることから、国産原材料を志向する消費者が、食品を選ぶための情報を充実させるとともに、国産原材料の利用を拡大するため、下記のとおり提言します。

【政策提言の具体的内容】

1. 加工食品の原料原産地表示の拡大

国産原材料の利用拡大と消費者の選択に資するため、加工食品の原料原産地表示を拡大すること。

【政策提言の理由】

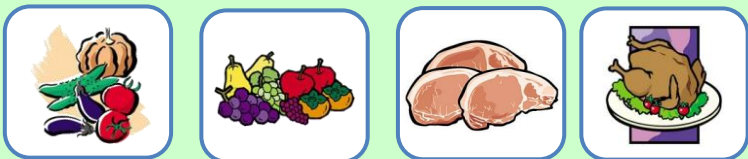
- 1 食品の産地表示については、食品表示法の食品表示基準により消費者が購入する食品に表示が義務付けされておりますが、国内製造の加工食品においては、22食品群と4品目の一部のみの原料原産地表示となっております。
- 2 このため、国内製造の大部分の加工食品では、原料原産地表示がないことから、国産原材料を志向する消費者が求める原料原産地の情報を充実させることが必要です。
- 3 また、TPPにより、安価な外国産農畜産物の輸入が増える恐れがあることから、価格などに影響が懸念される国産農畜産物の利用拡大を促すためにも、外国産原材料との差別化が必要です。
- 4 一方、食品事業者においては、頻繁な原料原産地の変更に伴う包材の切り替えや輸入中間加工原材料における原産地の把握が困難などの課題があります。
- 5 国産原材料の利用を拡大し、消費者が食品を選択する際の情報を充実させるためには、原料原産地表示の拡大が必要です。

加工食品の原料原産地表示の拡大について

現 状

○現行、国内製造品の加工食品は「原料原産地表示（22食品群と個別4品目）」で対応

○現行のルールでは、大部分の加工食品で、原料原産地が表示されず、国産原材料として区別ができない



○「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、**拡大に向けた検討**を行う」

H27.11.25 TPP総合対策本部決定

○「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」にて検討

H28.1.29～（消費者庁、農林水産省共催）

H28年秋頃 中間取りまとめ

課 題

○消費者が食品を選択するうえで、より充実した原料原産地の情報が必要。

○TPPにより、国産原材料から安価な外国産に置き換わり、農畜産物の価格の低迷が懸念

○実行可能性の確保

- ・頻繁な原料原産地の変更に伴う包材の切替
- ・輸入中間加工原材料の原産地の把握
- ・中小零細事業者への配慮



表示例

○「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示

○ 輸入中間加工原材料には、原産国（加工地）の表示

○ 主な原材料が一次産品の場合、上位2位までを表示 など



原料原産地表示の拡大による効果

消費者

- ・食品選択のための情報が充実
- ・国産原材料の利用拡大



生産者

- ・国産原材料としての付加価値の拡大
- ・6次産業化の拡大



提 言

- ◆ 国産原材料の利用拡大と消費者の選択に資するため、加工食品の原料原産地表示を拡大。